

議案第1号関連資料

明石市こどもの養育費に関する条例の制定について

1 制定の目的

本市では、2014年（平成26年）4月から離婚等のこども養育支援を開始し、こどもの立場に立つことを基本理念に掲げて、こどもの養育に関する「参考書式の配布」や「こども養育専門相談」などを行ってきました。

現在では、これらの施策に加えて、こどもが養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費の取決めから差押えまでの支援を総合的に実施しています。

こどもの養育費確保支援を恒常的な制度として位置づけるために、養育費に係る総合的支援が整ったこの時点で、基本理念や責務等を明記した条例を制定しようとするものです。

2 養育費に関するこれまでの取組

(1) 取決め支援

① 参考書式の配布【2014年4月～】

父母間の話し合いのきっかけにするため、離婚届とともに配布しています。

② こども養育専門相談【2014年4月～】

家庭裁判所調査官経験者等の専門家による無料相談を実施しています。

③ 養育費取決めサポート事業【2020年8月～】

養育費の取決めに係る公正証書の作成費用や調停申立費用を補助しています。

(2) 立替え支援

① 養育費立替パイロット事業【2018年11月～2021年12月】

ひとり親が民間総合保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回年間保証料を本市が負担し、養育費不払いの場合に同社が養育費を立て替えました。

② こどもの養育費緊急支援事業【2020年7月～2021年3月】

養育費の不払い時に、市が支払義務者に働きかけ、それでも支払いがない場合に、市が1か月分に限り立替払いをして、支払義務者に督促しました。

③ こどもの養育費立替支援事業【2022年8月～】

養育費の不払い時に、市が支払義務者に働きかけ、それでも支払いがない場合に、市が3か月分に限り立替払いをして、支払義務者に督促しています。

(3) 差押え支援

① 養育費差押えサポート事業【2022年8月～】

公正証書や調停調書で養育費の取決めをした場合に、養育費を受け取るべき人が裁判所で行う差押え等の手続に係る費用を補助しています。

3 制定の概要

(1) 基本理念（第3条関係）

- ア こどもの最善の利益を優先して考慮すること。
- イ こどもの意見を尊重し、こどもの立場に立つて行うこと。
- ウ 保護者及び市がこどもの最善の利益のために相互に継続的に連携すること。

(2) 責務

ア 市の責務（第4条関係）

こどもの養育費確保支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施します。

イ 父母の責務（第5条関係）

養育費について必要な事項を取り決め、これを誠実に遵守するよう努めます。

ウ 市民等の責務（第6条関係）

こどもの養育費確保支援に関する施策に協力するよう努めます。

(3) 支援策

ア 広報及び啓発（第7条関係）

現在実施している「参考書式の配布」をはじめ、保護者及び市民等の関心及び理解を深めるため、広報及び啓発を行います。

イ 相談支援体制の整備（第8条関係）

現在実施している「こども養育専門相談」をはじめ、総合的な相談支援体制の構築を図ります。

ウ 経済的支援（第9条関係）

現在実施している「養育費取決めサポート事業」をはじめ、養育費を確保するために必要な経済的支援を行います。

(4) 関係機関との連携（第10条関係）

現在開催している「こどもの養育費に関する検討会」をはじめ、関係機関と連携し、子ども及びその保護者並びに関係機関等から意見を聴きます。

(5) 検討（附則関係）

養育費の支払義務の不履行に対する罰則の制定の可否等の方策について、本条例の施行状況及び社会情勢を勘案し、引き続きの検討課題とします。

(6) その他所要の整備

4 意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

(1) 実施期間

2023年（令和5年）1月6日（金）～2月4日（土） <30日間>

(2) 意見総数

7件（賛成3件、反対2件、その他2件）

(3) 意見内容

ア 賛成意見

- ・ 条例の制定に賛成する。養育費の支払いが滞った場合の罰則の検討についても引き続き議論をしてほしい。こどもの権利をこども自身が知って主張できるように、教育や福祉施設などで使用できるリーフレットがあればよい。
- ・ こどもの支援は見返りを求めずに無償の精神で行われるべきなので、父母の責務を果たしたとしても何ら権利や見返りが無いことを記載してはどうか。
- ・ 親戚がオーストラリア在住で、子育てがしやすいと聞いている。施策の内容については、オーストラリアの制度を参考にしてみてもどうか。

イ 反対意見

- ・ 養育費と面会交流のセットで条例を制定するなら賛成だが、養育費だけの条例を制定するなら反対である。養育費の支払い率を上げるためには面会交流は必要不可欠である。養育費の未払いに罰則を設けることは不適切である。
- ・ 離婚時に子を連れ去り親権を得た親が面会交流をさせない事案が多発している。道徳的に問題のある親にまで税金を使い救済する必要はないのではないか。

ウ その他

- ・ 他の施策に関する意見（2件）

5 施行予定期日

2023年（令和5年）4月1日